

令和5年9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

○16番（渡辺厚子さん） 議場の皆様、こんにちは。公明党の渡辺厚子でございます。

通告に従いまして、大綱2点の質問をさせていただきます。

大綱1、保健の充実について。

本年3月に策定された木更津市第3次基本計画では、基本方向1、安心・安全でいきいきとした暮らしづくりの中で、施策1、保健の充実については、4つの課題が指摘され、その課題解決に向けた6つの方向性が示されております。今回の質問では、その中から、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を図るため、ライフステージごとの特性・課題を把握し、健康無関心層も含めた健康づくりに向け、生活習慣の形成に取り組む必要があるという課題と、がんの早期発見や生活習慣病の発症・重症化予防等のため、各種検（健）診の受診率向上や保健指導の充実を図るという方向性に関連して、中項目1、検（健）診の拡充について、小項目3点お伺いします。いずれも過去の定例会において、事業化を訴えてきたところではありますが、少しでも前進させるために、改めて確認させていただきます。

初めに、小項目1、前立腺がん検診の再開について伺います。

本市におきましては、平成17年度、18年度の2年間だけ実施された過去がございます。その実施に至るまでには、私ども会派公明党の先輩議員方が、議会質問で訴えた記録が会議録に残っております。残念ながら、精密検査の結果でがんではないと診断される偽陽性の確率が高く、精密検査対象者が多くなる傾向・特徴があり、多数の精密検査対象者の受皿となる専門医及び医療機関が不足したという理由で、平成19年度以降、市の事業としての前立腺がん検診の実施を見合わせるようになってしまいました。しかし、男性特有のがんである、前立腺がんと診断される人の数は年々増加傾向にあること、また、早期に発見し適切な治療を受ければ、完治を望めるがんであることから、多くの自治体で、50歳以上を対象に、血液採取で測定するPSA検査を実施しております。私は、こうしたことを踏まえ、木更津市としても、前立腺がんの早期発見のために、検診を実施すべきだと訴えてまいりました。

ここで資料をご覧いただきたいと思っております。

これは県のホームページにあります、千葉県内市町村がん検診実施状況についての資料でございます。その他とありますのは、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん、いわゆる5大がん以外の検診実施ということになります。令和4年度で、県内54の市町村のうち36の自治体が、前立腺がん検診を実施している中、本市を含めたかずさ4市は、空白地域となっているのが現状です。これは、平成29年12月議会質問でも、当時の数値でお示した一覧なのですが、現在の状況確認のために、再度提示させていただきました。

その後、平成30年12月議会で質問した際には、国民健康保険の特定健診と同時実施に向けて、検討を進める旨の答弁を得ることができ、当時、地域の役員の方から期待の声もいただきましたが、いまだに具体的な進展が見られない状況にあります。そこで、改めて、前立腺がん検診再開についての進捗を伺います。

次に、小項目2、胃がん検診に内視鏡検査（個別検診）を追加。

この件では、私が平成30年12月定例会で質問したときに、君津地域における内視鏡検査設備

の数、検査の所要時間や対応可能数などの医療資源の把握や、診療への影響など、課題の整理を行っており、今後、君津木更津医師会のご意見を伺いながら、医療機関における内視鏡検査の検討を行っていく予定との答弁がありました。ここ数年は、新型コロナウイルス感染症対策のために、医療機関や行政が激務を強いられる状況の中で、尽力されてきたことは理解しておりますが、本年5月には、感染症法上の位置付けが5類に移行しておりますので、内視鏡検査の追加に関する検討はどうなっているのか、進捗についてお聞かせください。

小項目3、若年期健康診査の対象年齢を拡大。

昨年9月の定例会でも同様の質問をいたしました。市としては、さらに若い世代を対象とすることは必要だと考えているが、まずは、30代の検診受診率向上の取組を継続し、成果を達成した上で、年齢の拡大を検討していきたいとのことでした。しかし、非正規雇用やひきこもりなど、様々な事情で健康診断の機会を持たない若者がいる中で、健康格差の縮小を図る意味でも、より若い世代への対策が必要だと考えます。そこで、拡大検討の前提とされます、現行の検診の成果を含め、対象年齢の拡大について見解を伺います。

続きまして、大綱2、空家対策の推進について。

空き家の問題については、これまでに多くの議員が質問されており、私も、平成27年9月議会で初めて取り上げて以来、今回で5回目となります。それは、市民の皆様からのご相談や、地域課題として悩ましい案件が多いという現状があるからです。市としては、空家等対策の推進に関する条例の制定や、空家バンクの創設、さらには、空家対策ガイドブックや、空き家の終活ノートを作成し、出前講座を行うなど、様々な施策に取り組んできたことは理解しておりますが、空き家問題が全国的に深刻な課題であることから、今年に入り、法改正による新たな動きもあります。

そこで、市の空き家対策がより一層進むことを願い、中項目3点について、質問させていただきます。

初めに、中項目1、空家バンク制度について。

空家バンク制度は、市場に流通していない空き家等を掘り起こし、これらを地域資源として利活用を図り、移住・定住や地域コミュニティの形成を促進するため、本市では、平成29年12月にスタートいたしました。運用開始から間もなく6年が経過しようとしていますので、制度の充実を一層図るために、お聞きいたします。

小項目1、登録と成約状況。

空き家の利活用促進において、どの程度の成果を上げられたのだろうか。本年3月に策定された第2次木更津市空家等対策計画には、令和4年度までに34件の登録があったとありますが、成約状況も含め、これまでの制度の実績について、どのように受け止めているのか、見解をお聞かせください。

小項目2、空家リフォーム助成制度の活用。

事業の件数について、第2次計画を見ますと、平成30年が2件、令和元年1件、令和2年4件、令和3年と4年はともに0件となっています。市では、空き家の利活用を促進し、良好な生活環境の保全、移住・定住の促進や、地域コミュニティの維持形成を図るために、空き家を、住居や高齢者サロンなど、特定施設として利活用するリフォーム工事に対して、予算の範囲内で工事費の一部を助成するとしておりますが、空き家対策におけるこの事業の活用状況をどのように受け止め

ているのか、お伺いします。

小項目3、制度充実に向けた取組。

本市の空家バンク制度には、現状どのような課題があり、制度の充実に向けてはどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、中項目2、空家除去工事補助制度について。

適切に管理されていない空き家が市民生活に影響を及ぼしていることに鑑み、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、市内に所在する、倒壊の恐れなど、著しく危険な状態にある空き家を除去する方に、除去工事費の一部を補助するというこの事業は、この8月から始まったばかりですが、今年度の申請期限が12月28日になっていることや、予算の範囲内ということですから、対象所有者への周知と理解が必要だと思えます。

そこで、事業の周知のために、小項目1として、制度のポイントについて、小項目2として、活用に向けた取組について、ご説明ください。

最後に、中項目3、「改正空家等対策措置法」について。

本年6月14日、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されました。改正法の施行期限は、公布から6ヶ月以内となっています。2014年に制定された空家対策特別措置法では、倒壊のおそれなどが高い場合は、自治体が特定空家に指定でき、改善などの勧告措置を行えるようになりましたが、今回は、空き家が危険な状態に陥るのを未然に防ぐために、バージョンアップされたものと理解しております。国土交通省の資料によりますと、1、活用拡大、2、管理の確保、3、特定空家の除却等、大きく3つの点について、新たな取組がなされるとのことです。また、空家等活用促進区域や空家等管理活用支援法人などのキーワードもあります。

そこで、今回の法改正について、行政として捉えているポイントと、市は今回の改正に伴って今後どのような取組を進めていくのか伺います。

○市長(渡辺芳邦君) それでは、渡辺厚子議員のご質問に、ご答弁申し上げます。

私からは、まず、大綱2、空家対策の推進について、中項目1、空家バンク制度について、お答えいたします。

初めに、登録と成約状況についてでございますが、本市の空家バンクは、国が制度発足時に示した、不動産市場で流通することが難しい空き家を空家バンクに登録し、活用を図るとの位置付けを踏まえて運用しており、令和4年度までに34件を登録し、そのうち成約は13件でございます。このように、流通が難しい空き家につきましては、老朽化による周辺環境への影響が危惧されるものであり、所有者と取得希望者の橋渡しができたことは、空き家の利活用促進に一定の成果があったと考えております。

次に、空家リフォーム助成制度の活用についてでございますが、本助成制度は、空家バンクに登録された空き家に適用でき、空き家の利活用の促進と空き家を取得された方の負担軽減を図るもので、空家バンクを通じて成約された空き家のうち、約半分で制度が活用されております。本補助がきっかけとなって成約された方もおり、空き家の利活用促進に効果があるものと考えております。

次に、制度充実に向けた取組についてでございますが、本市の空家バンクにつきましては、利用

登録者数に比べ、空き家登録数が少なく、本市の空き家を取得されたいと希望される方の需要に、十分に答えられていないことが課題となっております。これに対応するため、現在、空家バンク制度の充実に取り組んでおり、より幅広く登録が可能となるよう、関係団体と調整を進めているところでございます。

続きまして、中項目2、空家除去工事補助制度について、お答えいたします。

まず、制度のポイントについてでございますが、本補助は、放置すると著しく危険な状態となる空き家について、所有者が自ら除去へと動いていただくための補助であり、特定空家として勧告がなされた後には、利用ができないものでございます。空き家が著しく危険な状態となる前に、所有者に行動していただくことが、重要なポイントとなります。

次に、活用に向けた取組についてでございますが、制度の活用にあたっては、補助対象となる空き家の所有者に、本制度を知っていただくことが重要であり、個別に手紙を送付するとともに、広く市民の皆様に周知するため、広報きさらづや市ホームページに掲載をしたところでございます。

続きまして、中項目3、「改正空家等対策措置法」について、お答えいたします。

法改正のポイントについてでございますが、本改正は、全国の空き家がこの20年で約2倍となり、危険な空き家の除去のさらなる促進と、空き家の管理強化が必要となったことなどが、背景にございます。特定空家化を未然に防止する、管理不全空き家に対する指導・勧告制度や、空き家の用途変更、建替え等が促進できる、空家等活用促進区域が新たに創設されるなど、行政として、対応できる手段が増えたことが、ポイントとなります。

次に、改正に伴う今後の取組についてでございますが、今回の法改正により、今まで以上にきめ細やかな誘導や指導が可能となったことから、本制度をしっかりと活用できるよう、丁寧に、空き家や所有者の状況を把握しながら、空き家対策に取り組んでまいります。

私からは以上でございます。その他につきましては、関係部長から答弁いたします。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 私からは、大綱1、保健の充実について、中項目1、検(健)診の拡充について、お答えいたします。

初めに、前立腺がん検診の再開でございますが、平成30年12月市議会定例会におきまして、本市では、国民健康保険の特定健診と同時実施に向けて検討を進める旨、ご答弁したところでございます。しかしながら、その後に、君津中央病院泌尿器科の診療体制が縮小したことや、近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、検討を中断し、現在も再開には至っておりませんが、今後は4市で検討してまいりたいと考えております。

なお、君津木更津医師会長からは、過去に検診を見合わせている経緯があることから、検討会等を持つなどして、慎重に議論を重ねる必要があり、実施については、4市が足並みをそろえることが理想であるとのアドバイスをいただいております。

次に、胃がん検診に内視鏡検査(個別検診)を追加でございますが、近隣市、君津木更津医師会及び医師を対象に、胃の内視鏡検診の研修会、指導などを行っている、ちば県民保健予防財団が、内視鏡検査の導入に向け、検討を重ねた結果、令和2年度中に、君津木更津医師会が、管内医療機関に対し、導入に向けての調査を行う予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療機関が多忙となったため、調査は実施されませんでした。今年度は

調査を実施していただけるよう、近隣市と共に、君津木更津医師会へ働きかけてまいります。

次に、若年期健康診査の対象年齢を拡大でございますが、まず、受診率の向上を目指す取組といたしまして、以前は、市ホームページ、またははがきにより、健診の申込みをしていただいておりますが、今年度からは、オンライン申請にしたことにより、空き状況が一目で分かり、希望の日時での予約や予約者自身で予約変更ができるなど、申込みしやすい環境を整えました。また、7月には、児童扶養手当現況届の通知文にチラシを同封し、若年期健康診査の周知を図りました。これらの取組により、令和5年度の集団検診の申込者数は、既に昨年度の受診者数を上回っており、受診率の向上が見込まれるものの、取組を始めてまだ間もないことや、個別健診の受診率がまだ確定していないため、現段階では、対象年齢の拡大まで判断できる状況ではございません。今後の受診率を注視してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○16番(渡辺厚子さん) それでは、再質問に入りたいんですが、先に、最初の質問でちょっと一部、間違いがございましたので、訂正させていただきたいと思っております。

といいますのは、県のデータで、資料を参考にしたかと思っておりますけれども、前立腺がん検診実施自治体は、未実施が14なので、先ほど36の自治体が実施と申しましたけれども、40に訂正させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、再質問でございますが、この前立腺がん検診の再開についてでございます。過去の答弁で、本市独自での実施検討を進めるものと受け止めていたんですけれども、医師会の会長から、慎重に議論を重ねる必要がある、また、実施については、4市が足並みをそろえることが理想であるというアドバイスを受けたと。市としては、この4市がそろわないと再開できないという判断なのでしょうか。

○健康こども部長(鶴岡賢一君) 当時、木更津市が先行して実施する方向で動いておりましたが、医師会からは、他の3市が後から実施することになった場合、精密検査の対象者が多くなり、精密検査が受けられないといった事態が生じてはならないとのご意見をいただいておりますことから、本市独自で実施することについては、多くの課題があると考えております。

以上でございます。

○16番(渡辺厚子さん) それでは、今後の4市での検討、協議というのは、いつ頃始める予定なんでしょうか。

○健康こども部長(鶴岡賢一君) 今月、4市で意見交換をしまして、4市足並みをそろえてということであれば、検討するという意見があったものの、国のガイドラインでは、死亡率減少につながる証拠不十分のため、市が行う対策型検診としては、推奨しないと位置づけられていますことから、実施に向けて、多くの課題があると考えております。今後、国の動向を注視し、必要な情報収集や調査を行っていきたいという意見では、一致いたしましたので、4市で開催される担当者会議におきまして、検討を重ねてまいります。

以上でございます。

○16 番(渡辺厚子さん) 今のお話ですと、市が行う対策型検診としては推奨しないと位置づけられていることから、実施に向けて、多くの課題があるということでした。

そういうことなんですけれども、最初の質問でご提示しました資料でも明らかなように、内房エリアにおいても、かずさ4市以外では、もう既に実施しています。この前立腺がん検診について、木更津市では、検討に一体どこまで時間をかける必要があるんだろうかと思うわけでございます。実際に、多くの課題があるとしても、本市としては、再開を前提に協議していくものと理解してよろしいでしょうか。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 君津医療圏では、過去に前立腺がん検診を実施していたものの、様々な事情により、検診を見合わせている経緯があることから、再開に当たりまして、慎重にならざるを得ない状況でございます。まずは、4市足並みをそろえて実施することが望ましいと考えておりますので、再開に向けて、4市の意見を統一できるよう協議してまいります。

以上でございます。

○16 番(渡辺厚子さん) 保健の充実や市民サービスの向上という観点から、かずさ4市が地域的な健康格差を生じることのないよう、ぜひとも協議を着実に進めていってください。

それでは、胃がん検診に内視鏡検査を追加についてに移ります。

導入に向けての調査をするということですが、どのような内容なんでしょうか。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 令和2年度には、胃内視鏡検査を実施することが可能か否かをはじめ、実施方法や機材の消毒方法、内視鏡検査の実績、検査料金等を伺う予定でございました。前回検討を重ねてから月日が経過しておりますので、今後の調査内容につきましては、再度、医師会と調整が必要であると考えております。

以上でございます。

○16 番(渡辺厚子さん) それでは、その調査に当たっての対象医療機関というのは、どのぐらいあるんでしょうか。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 君津医療圏で内科診療を行っている、約 130 医療機関を見込んでおります。

以上でございます。

○16 番(渡辺厚子さん) 約 130 の医療機関のうち、現在、胃の内視鏡検査を実施しているのは、どのぐらいあるんでしょうか。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 市の胃がん検診の結果、精密検査が必要になった方へ、内視鏡検査を行っている医療機関を紹介しております。紹介先が 45 ヶ所ありますので、そちらで内視鏡検査を実施していることを把握しております。

以上でございます。

○16番(渡辺厚子さん) 分かりました。現在45ヶ所で、精密検査に対応いただいているということですが、約130の医療機関がありますので、もしかしたら、これからまた増えるのかなという期待も持っております。バリウムを飲んで行う現在のエックス線検査が、苦手な人は少なくありません。私もその一人ですが、市がこの8月1日から、あした締切りでしたでしょうか。あなたにとってのがん検診のイメージは？というテーマで行っている、市民参加型合意形成プラットフォーム、Liq lid(リクリッド)の中でも、胃がん検診で、数年置きでもいいので、個別での胃カメラを選択可能にしてほしい、という意見も寄せられておりました。今後、実施されるであろう調査の結果も大変大事ではございますが、こうした市民の意向が反映されるよう、ご尽力いただきたいと思います。

次に、若年期健康診査の対象年齢を拡大についてでございます。

最初のご答弁で、周知を図るために、児童扶養手当現況届の通知文にチラシを同封したということでしたが、チラシ配布対象を児童扶養手当受給世帯とした理由は何でしょうか。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 個別通知したものは、対象者の目に留まりやすいことから、まずは同封することが可能であった、児童扶養手当の現況届を活用したところでございます。

以上でございます。

○16番(渡辺厚子さん) 分かりました。

それでは、今後、対象となります30代に向けての周知として、また別の個別通知など、何か予定があるか、教えてください。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 乳幼児健康診査の案内通知の中に同封する予定でございます。

以上でございます。

○16番(渡辺厚子さん) 分かりました。

最初のご答弁で、現段階では、対象年齢の拡大まで判断できる状況ではないと、今後、受診率を注視していきたいというお話でした。この今後の受診率を注視というのは、どの程度の成果が見られるまでなのでしょうか。

○健康子ども部長(鶴岡賢一君) 新型コロナウイルス感染拡大などもあり、受診率が低迷しておりますが、受診率の過去最高が平成27年度の8.6%でございますので、同程度までは回復させたいと考えております。

以上でございます。

○16番(渡辺厚子さん) 分かりました。

いろいろお話を伺ってきましたが、今のところ、オンライン申請や、対象者へ様々なルートでチラシを届けることで、受診率が向上することに期待するしかないのかなと思いますが、例えば、仮にですが、対象を20代まで拡大した場合、予算はどれくらい増えることになるのか、分かる範囲で教えてください。

○健康こども部長(鶴岡賢一君) 仮に、20代の受診率を30代の目標と同じ受診率8.6%と仮定した場合、約815万円の増額が見込まれるところでございます。

以上でございます。

○16番(渡辺厚子さん) 分かりました。大まかな概要が分かりました。

これにつきましては、本市の20代の中で、実際にどれぐらいの人が健診の機会がないのか、その実態は分かっておりません。ですが、SDGsの誰ひとり取り残さないという理念もありますように、若い世代が、健診弱者とか健診難民と言われる状態に陥ることのないよう、30代の方を対象とした、現在の健診の着実な成果を上げて、今後の対象拡大へとつながることを期待して、次に移ります。

大綱2点目の、空家対策の推進について。

初めに、空家バンク制度について、再質問いたします。

令和4年度までに34件の登録があったと。そのうち成約は13件とのことでした。この数字の中には土地も含まれていると思いますので、そのうち空き家についての件数はどれぐらいなのか、お知らせください。

○都市整備部長(吉田 究君) 登録及び成約件数のうち、空き家の件数は、登録された34件のうち27件、成約された13件のうち12件となっております。

以上となります。

○16番(渡辺厚子さん) 分かりました。

この実情をどう捉えていいのかというのは、ちょっと難しいところだなと私は思っておりますが、先ほどのご答弁で、利用登録者数に比べ、空き家登録数が少なく、本市の空き家を取得されたいと希望される方の需要に、十分に応えられていないことが課題だというお話がございました。

それでは、利用登録者数というのは何人ぐらいでしょうか。

○都市整備部長(吉田 究君) 利用登録者数でございますが、令和4年度末までの累計で208名となっております。

以上となります。

○16番(渡辺厚子さん) 分かりました。208名に対して、物件が34件の登録ということですので、課題として、おっしゃられたとおりだなということが分かりました。

次に、空家リフォーム助成制度の活用についてですが、この助成制度は、空家バンクを通じて成約された空き家のうち、約半分で制度が活用されているということでした。この特定施設としての利用状況はいかがでしょうか。

○都市整備部長(吉田 究君) 高齢者支援施設などの特定施設への空家リフォーム助成制度の利用状況でございますが、現時点ではないところでございます。

以上となります。

○16 番(渡辺厚子さん) 過去にもこの件は確認したんですが、現在も利用状況がないと。とてもニーズはあるんだろうなと思っていたんですが、現状はなかなか厳しい。といっても、何しろ、いかにせん、登録物件が少なければ、もうどうにもならないということなんだと思いますので、まずはこの登録数をどれだけ増やしていくかというのが、先決なんだろうなと思います。

そこで、この制度の充実に向けた取組に行きますけれども、ご答弁で、より幅広く登録が可能となるよう、関係団体と調整を進めているところだというお答えがございましたが、どのような協議をしているのでしょうか。

○都市整備部長(吉田 究君) 空家等対策の推進に関する協定を結んでいる、一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会南総支部と、空家バンクの登録対象の拡大について、協議を行っているところでございます。その検討内容でございますが、現在、空家バンクへの登録要件は、宅地建物取引業法に基づく媒介契約を締結していないものに限っているところですが、空き家の流通・活用を促進させるため、本規定を定めていない市町村もあり、この取扱いについて、調整を行っているところでございます。

以上となります。

○16 番(渡辺厚子さん) 今まさに、登録対象の拡大なくしては、物件は増えていかないんだろうなと思いますので、本市でもぜひとも実現できるよう、協議を進めていっていただきたいと思います。

この制度の充実に関連して、お聞きしたいんですけれども、農地付き空き家の推進で、空家バンク制度や移住・定住の面で、成果を上げている自治体もあるようです。本市における農地付き空き家の可能性については、どのようにお考えでしょうか。

○都市整備部長(吉田 究君) 農地付き空き家の可能性について、どのように考えているかのご質問でございますが、農山漁村地域への移住希望者には、農地付き空き家を希望される方もおり、また、本市の市街化調整区域における集落活性化にも資するものでありますので、農地付き空き家の取得の推進には、様々な可能性があると考えております。一方、一般の方が農地を取得するには、農地法により要件が定められており、農地付き空き家の活用に当たっては、農業委員会などとの十分な調整が必要であると考えております。

以上となります。

○16 番(渡辺厚子さん) 実は、この農地付き空き家については、私、つい最近知ったばかりなんです。そうなんですが、国交省では、平成30年3月に、農地付き空き家の手引きというのを策定しております。その中で、兵庫県宍粟市など5つの自治体の事例も紹介されております。ここで、この宍粟市について、先月見ました新聞記事を基に少し紹介させていただきますと、空家バンクを2010年に開設したと。事業を進める中で、家庭菜園などができる農地付き空き家が欲しいという需要が多いことを踏まえて、2016年4月から、小規模な農地付き空き家の情報公表を始めた。都市部からの移住者の利用が相次いで、2022年度までに53件が成約した。2010年から2022年までで、空家バンクを利用した移住者は177世帯に上ると。この宍粟市の住宅土地政策課は、移住者の半数が50歳以上だが、若い世代が移住するケースもある。市内外からの問合せも多く、さ

らに活用を促したいと話している。こんなような事例もありますので、その他にも含めまして、こういう事例を参考にしつつ、今後、関係部局との連携を図りながら、制度の充実に向けて、新しい取組についても、検討していただきたいと思います。

次に、空家除去工事補助制度について、お聞きします。

補助の対象となります、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある空家というのは、何件ございますか。

○都市整備部長(吉田 究君) 補助対象となる空き家は、令和3年度の調査時点では、51件となっております。

以上となります。

○16番(渡辺厚子さん) それでは、予算の範囲内というこの補助制度ですが、利用できるのは何件ぐらいでしょうか。

○都市整備部長(吉田 究君) 本年度の予算は200万円となっており、また、補助額は1件当たり最大50万円、かつ工事費の2分の1までとなっております。除却費用は、建物や土地の状況により大きく変わりますが、仮に最大額の50万円で補助した場合には、4件の利用が可能となります。

以上となります。

○16番(渡辺厚子さん) これまでに問合せや相談等はあったでしょうか。

○都市整備部長(吉田 究君) 空家除却工事補助金の問合せにつきましては、現在までに2件ございました。この2件については、家屋調査を完了し、今後、補助について調整を進めてまいります。

以上となります。

○16番(渡辺厚子さん) 問合せがあつて、調整を進めているということで、いいなと思っているんですが、これとはまたちょっと別に、本市では、この制度のほかに、おおむね1年以上の間、空き家になっていた住宅で、空家法の規定による勧告を受けていない空き家を対象とする、空家除却に係る固定資産税の減免制度もあります。この制度の利用状況はいかがでしょう。

○都市整備部長(吉田 究君) 空家除却に係る固定資産税の減免制度は、空家バンクに登録された空地について適用されます。登録された空地7件のうち、5件で制度が活用されております。

以上となります。

○16番(渡辺厚子さん) ありがとうございます。空き家の所有者にとっては、除却を考える場合でも、費用面等で大きな課題を感じていると思うんですね。こういった制度を活用することで、問題が解決されるよう、当事者へは、しっかりと周知していただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、改正空家等対策措置法について、お聞きいたします。

空家等活用促進区域の指定や、空家等管理活用支援法人の活用などは、新たな取組として期待されますが、今回の法改正に伴って、市が効果的にできる施策については、住宅課だけでなく、関係部局で直ちに検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○都市整備部長(吉田 究君) 改正法は6月14日に公布され、公布から6ヶ月を超えない範囲において政令で定める日から施行するとなっております。国土交通省の資料によりますと、それまでに省令、ガイドライン、マニュアルが出され、説明会を実施する予定とのこと。新たな取組につきましては、国の資料を確認した後に、調整を進めてまいりたいと考えております。

以上となります。

○16番(渡辺厚子さん) まだこれからということなんですが、今回の法改正によって、新たにできることが増えると思いますので、本市の課題解決に向けて、どのような施策がよいのか、効果的な制度活用ができるように、時を逃さず、検討し、実行していただきたいと思います。空き家のことでは、悩んでいる人がたくさんおられます。法改正を受けて、今後、具体的な取組が決まりましたら、地域のお困り事の解決のためにも、自治会の役員の方などへの周知についても、よろしくお願いいたします。

以上で、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。